

主 文

監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社に電工として雇用され、B会社Cにおいて、A会社の注文者であるDのE班長から直接に業務指示を受けて日常の作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、午前中にCでその日に行うべき作業を終わらせ、Cでの作業予定のない午後〇時頃、E班長の業務指示により、E班長と2人で、DのF所長を始め出張して来た社員や下請業者等の関係者らが宿泊していた「G寮」との看板のかかった建物の窓の上の小屋根を修理するため、同所に向かった。午後〇時頃、請求人は、同所において、電動丸鋸で木材を切断作業中、電動丸鋸の刃が跳ね返り、木材を押さえていた請求人の左手の親指に丸鋸の刃が当たり、同親指を切断するという傷を負った（以下「本件負傷」という。）。

なお、近くにはH会社「I寮」と呼ばれる宿泊先もあった。

請求人は、本件負傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人が本件負傷時に行っていた作業は労働関係に基づいて行われる業務とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、こ

れを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件負傷が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の労働関係については、請求人はAに雇用されていたものの、請求人に対する業務指示の権限はDのE班長が有していたことが認められること、また、請求人の残業の決定を含む勤務時間管理もDが行っていたことが認められることから、請求人は、事実上、AからDに派遣された労働者であったと認められる。

(2) 請求人の本件負傷は、勤務時間中、派遣先事業場であるDの現場責任者であるE班長の業務指示による作業中に発生したものであり、業務遂行性が認められると判断する。

(3) 監督署長は、「G寮」はE班長個人の所有建物であり、その修理作業はE班長が請求人に私的行為の手伝いをさせたものであるから業務に該当しない旨意見しているが、E班長が私的な意図で請求人に所有建物の修理を命じていたとしても、E班長は勤務時間中に請求人に対して業務指示として同行を命じたものであり、請求人には労務提供拒否の可能性がなかったと認められることから、請求人の業務遂行性を否定する判断は妥当とは認められない。

3 以上のとおり、請求人の本件負傷は業務上の事由によるものと認められるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は失当であり、

取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。